

秋田市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金交付要綱

〔 令和 8 年 1 月 1 4 日
市 長 決 裁 〕

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市街地でのツキノワグマ（以下「クマ」という。）による人身事故を防止するため、住宅地周辺にあり、クマを誘引する実のなる樹木（以下「対象樹木」という。）の伐採事業（以下「伐採事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において秋田市ツキノワグマ誘引木伐採事業補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象事業等)

第 2 条 補助金の交付対象樹木は、次に掲げるものとする。

- (1) クリ
- (2) カキ
- (3) その他市長が伐採を認める樹木

2 対象となる事業は、前項に定める樹木を伐採するものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りではない。

- (1) 都市計画区域内であること
- (2) 樹木を根元から伐採すること
- (3) 農地の保全や営利を目的とした伐採ではないこと
- (4) 補助金の交付を受けようとする者と樹木の所有者が異なる場合は、樹木の所有者から同意を得ていること
- (5) 樹木の伐採は、伐採事業者等へ委託して行うものであること

(補助金の交付対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、市内に住所を有する個人又は町内会等の自治組織であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象樹木の所有者、又は所有者から同意を得て樹木を管理する者
- (2) 市税に未納がない者

(補助金の交付対象経費等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、第2条に規定する事業の実施に要するものであり、かつ伐採事業者等へ支払う伐採作業委託料とする。ただし、自ら作業を実施した場合の経費は対象外とする。

2 補助金の額は、前項本文に規定する経費の2分の1以内の額とし、伐採した樹木1本につき2万5,000円を上限とする。算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業実施前に秋田市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- (1) 対象樹木の状態(種類・本数等)が分かる写真および位置図
- (2) 伐採作業の委託に係る見積書の写し
- (3) 所有者以外の者が申請する場合は、事業実施に係る所有者等の委任状(様式第2号)
- (4) 所有者等で納税義務がある者は、市税の未納がないことの証明書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象となる経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。)に相当する額を補助対象となる経費から控除して交付申請しなければならない。

3 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する申請者については、適用しないものとする。

- (1) 消費税の確定申告をしていない申請者
- (2) 簡易課税方式により確定申告をしている申請者
- (3) 申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでない申請者

4 第1項の規定による交付の申請ができる回数は、別表に掲げる事業区分

につき、それぞれ同一年度内に同一申請者 1 回限りとする。

(補助金の交付決定)

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に補助金交付の可否を決定し、交付の決定をしたときは秋田市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金交付決定通知書（様式第 3 号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付条件等)

第 7 条 市長は、前条に規定する補助金の交付決定に当たって、必要な条件を付することができる。

2 補助金の目的外の使用は、これを禁止する。

3 前条の規定により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、法令その他関係法規等を遵守するとともに、市長の指導および指示を確実に履行しなければならない。

(事業の変更等)

第 8 条 補助事業者は、当該補助金の交付の決定を受けた伐採事業（以下「補助対象事業」という。）の内容に変更があるときは、あらかじめ補助対象事業変更承認申請書（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業の中止又は廃止をするときは、速やかに補助対象事業中止・廃止承認申請書（様式第 5 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、前 2 項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、当該申請書の提出があった日から起算して14日以内に承認の可否を決定し、その旨を補助対象事業変更等審査結果通知書（様式第 6 号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書)

第 9 条 補助事業者は、補助対象事業の終了後30日以内又は第 6 条の規定による交付の決定があった日の属する年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、秋田市ツキノワグマ誘引樹木伐採事業補助金実績報告書（様式第 7 号）

に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業を実施した樹木の位置図
- (2) 補助対象事業実施時の状況が分かる写真
- (3) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を補助対象となる経費から控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、消費税および地方消費税の申告により、当該補助金に係る消費税等仕入れ控除税額が確定した場合において、その額に変更が生じるときは、補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）を速やかに市長に提出しなければならない。

4 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する補助事業者については、適用しないものとする。

- (1) 消費税の確定申告をしていない補助事業者
- (2) 簡易課税方式により確定申告をしている補助事業者
(補助金の請求)

第10条 補助事業者は前条の報告書を提出した後、補助金を請求しようとするときは、交付の決定があった日の属する年度の2月末までに補助金交付請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消しおよび返還）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。
- (2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき。
- (3) 補助対象事業の施工方法が不適正であると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この要綱の規定又は交付の条件に違反したとき。

2 申請者は、第9条第3項の補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書を提出した場合において、既に交付した補助金が変更後の補助対象となる経費に基づいて算出した補助金の額を上回るときは、市長の指示に従い、当該上回る額を返還しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。